

安全保障理事会決議 1865 (2009)

2009年1月27日、安全保障理事会第6076回会合にて採択

安全保障理事会は、

コートジボワールの情勢に関する、従前の安保理諸決議、とりわけ決議 1739 (2007)、1765 (2007)、1795 (2008)、1826 (2008) および 1842 (2008) 並びにリベリアの情勢に関する決議 1836 (2008) を想起し、

コートジボワールの情勢に関する安保理議長声明、とりわけ 2008年11月7日付声明 (S/PRST/2008/42)において、住民および有権者登録の開始の遅れが予想以上に大きかったことおよびワガドゥグ政治合意の署名から大統領選挙の3回目の論理的帰結に基づく延期に深刻な懸念を表明したことを想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

2007年3月4日にワガドゥグにおいて、ローラン・バグボ大統領とギョーム・ソロ氏により署名された合意（以下「ワガドゥグ政治合意」という、S/2007/144）を安保理が支持したこと、また、アフリカ連合が勧告したその後の三つの補足協定を想起し、

とりわけ、ワガドゥグ政治合意とその後の手続を通じた、コートジボワールにおける和平過程を支持する継続的取組に対し、ブルキナ・ファソのブレイズ・コンパオレ大統領（以下「仲介者」という）に安保理の感謝の念を再び表明し、コートジボワールの平和および安定を促進するアフリカ連合と西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)の継続的な取組を賞賛しまた奨励し、そして、彼らに対する安保理の全面的な支援をくり返し表明し、

評価および監視委員会の会合に、オブザーバーとして参加する国際的諮問機関の重要性を再び強調し、

力により和平プロセスを不安定にするいかなる試みにも安保理の強い非難をくり返し表明し、事務総長による報告書を基礎として、そのような試み以後の情勢を遅滞なく調査する安保理の意図を表明し、

2009年1月8日付け事務総長報告書 (S/2009/21) に留意し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006) を想起し、国際人道法のあらゆる違反を非難し、

全般的な人権状況の持続的な改善にもかかわらず、多くの性的暴力行為を含む文民に対する人権侵害の事例が同国の異なる場所で持続していることに懸念を持って留意し、かかる犯罪行為の犯人は司法手

続きに付されなければならないことを強調し、コートジボワールにおける全ての人権侵害および国際人道法違反に対する確固とした非難をくり返し表明し、

子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005) およびコートジボワールの武力紛争の当事者に関係がある子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会のその後の結論 (S/AC.51/2008/5)を想起し、また、子どもが様々な形態の暴力に苦しんでいることに安保理の深い懸念を表明し、

また、女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2000) および 1820 (2008) を想起し、女性の平等な参加と平和の維持および平和と安全の促進に対するあらゆる取組への全面的関与の重要性並びに紛争防止と解決に関する意思決定における女性の役割を増大する必要性を表明しつつ、あらゆる性的暴力を非難し、また、事務総長に対し、国際連合コートジボワール活動 (UNOCI) の職務権限の履行においてジェンダーの見方を主流にすることを奨励し、

コートジボワール政府および選挙を実施するための選挙機関の能力を強化するための国際連合システムおよび国際社会の継続的支援の重要性を強調し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

(ワガドゥグ政治合意の支援)

1. 住民の確定および有権者登録の作業の進展を歓迎し、コートジボワールの各当事者に対し、2009年2月末までにこれらの作業を完了するために必要な具体的な措置を直ちに且つ優先度に応じて講じることを継続することを求める。
2. ワガドゥグ政治合意により設立された常設諮問機構の2008年11月10日のコミュニケ(S/2008/694)に従い、2008年11月30日に予定されていた大統領選挙が延期されたことに深い懸念をもって留意する。
3. コートジボワールの政治関係者に対し、自由、公開、公正且つ透明な選挙に早期に導く、新しい且つ現実的な時間的枠組に関する合意を遅滞なく得ることを促し、また、この時間的枠組は、選挙人名簿の暫定版と最終版の発表、証明および有権者カードの作成と配布並びに大統領選挙の日程などの主要な段階を入念に検討すべきことを想起し、独立選挙委員会の委員長に対し、2008年11月7日付安全保障理事会議長声明(S/PRST/2008/42)において要請されたように、また、上記第2項において言及された常設諮問機構のコミュニケに従い、そのような予定表を公然と共有することを再び促す。
4. これに関連して、コートジボワールの政治的関係者を拘束し、自由、公開、公正且つ透明な選挙に向けての政治的責任の水準を反映している、上記第3項において言及された新しい時間的枠組を可及

的速やかに検討する安保理の意図を表明し、コートジボワールにおける信頼に足る選挙過程への安保理の全面的支援をもたらす安保理の決意をくり返し表明する。

5. コートジボワール政府に対し、選挙過程に関与するコートジボワールの機関が必要な資源を利用できるようにすることを奨励し、また、国際社会に対し、コートジボワール当局との合意で、選挙監視能力および関連する技術的支援の提供を含む、選挙過程への支援を継続することを奨励する。
6. ブルキナ・ファソのブレーズ・コンパオレ大統領の仲介の下、ワガドゥグ政治合意第四補足協定の、ローラン・バグボ大統領とギョーム・ソロ氏による 2008 年 12 月 22 日の署名を歓迎する。
7. 上記第 6 項に言及された第四補足協定の履行に遅れが発生したことに留意し、この協定に従い、コートジボワールの当事者に対し、選挙実施のための安全な環境を生み出すことを含め、民兵の武装解除と動員解除、仮廠舎および武装解除、動員解除、再統合プログラム、防衛および治安部隊の統合と再構築、全土にわたる国の権威の回復を進展させることを促す。
8. またコートジボワールの当事者に対し、国際的に合意された標準に従って、上記第 7 項で言及されたプロセスを履行することを促し、国際的な援助提供者に対し、必要に応じて、彼らへ支援を提供することを続けることを求める。
9. コートジボワールの平和および国民和解の過程に対する脅威となると決定された個人に対するその他のものを含む、決議 1842 (2008) の第 16 項に従った対象を特定した措置を課す十分な用意があることを想起し、また、上記決議第 6 項に従って、コートジボワールにおける選挙過程に対するあらゆる脅威、とりわけ選挙を実施する独立選挙委員会の活動、およびワガドゥグ政治合意 1.3.3 および 2.1.1 の規定による技術的作業員の活動に対する全ての攻撃または妨害は、決議 1572 (2004) の第 9 および 11 項の目的にとっての平和および国民和解の過程に対する脅威を構成することを更に想起する。
10. 政治的当事者に対し、事務総長の後援で署名された選挙のための行動規範を全面的に遵守することを促し、また、とりわけ、コートジボワール当局に対し、公的メディアへの公正なアクセスを許可することを促す。
11. あらゆる関係当事者に対し、女性と子どもの状況を継続的に監視し報告することを含む、紛争後の復興並びに復旧の局面におけるワガドゥグ政治合意の履行において、女性と子どもの保護に取り組むことおよび全ての報告された虐待を捜査し且つそれに責任を負う者を裁判にかけることを保証することを求める。
12. 全てのコートジボワールの当事者に対し、特に、適切な軍事訓練措置の強制実施、指揮責任原則を守ること、あらゆる形態の性的暴力の無条件禁止に関する部隊訓練を含みうる、あらゆる形態の性的暴力を禁止し、予防した市民を守るための適切な措置を講じることをまた求める。
13. 選挙過程におけるコートジボワールの市民社会の包括的参加および、選挙制度に関連するあらゆる

コートジボワール国民の同等の保護と人権の尊重を確保し、とりわけ女性の参加の障害や課題を除去し公的生活に全面的に関与する重要性を強調する。

14. ワガドゥグ政治合意の署名者に対し、国際連合システムの支援で、避難民の自発的帰還、再定住、再統合および安全を保証することを含む、脆弱な文民を保護するために必要な措置を講じること、およびこの観点からワガドゥグ政治合意および国際人道法の下での義務に従った公約を果たすことを促す。

(国際連合コートジボワール活動およびそれを支援するフランス軍の職務権限の見直し)

15. とりわけ、開かれた、自由な、公正且つ透明性のある選挙のコートジボワールでの実施を支援するために、決議 1739 (2007) で決定されたような、国際連合コートジボワール活動 (UNOCI) およびそれを支援するフランス軍の職務権限を 2009 年 7 月 31 日まで更新することを決定する。

16. 2009 年 1 月 8 日付事務総長報告書 (S/2009/21) の第 46 および 61 項に含まれる勧告を支持し、承認された軍事要員の水準を 8,115 名から 7,450 名に削減することを決定する。

17. UNOCI に対し、既存の資金と職務権限の範囲内で、ワガドゥグ政治合意および第四補足協定を含む、補足協定の全面的履行を積極的に支援することおよび武装解除、動員解除および再統合プログラムと民兵の武装解除と動員解除を支援することを含む和平プロセスと選挙過程が必要とする安全をもたらすことに貢献すること並びに選挙の準備および実施のために独立選挙委員会に技術的且つ事業実施上の支援を提供することを続けることを要請する。

18. この目的のために、和平プロセスおよび選挙過程並びに残余の課題の履行においてコートジボワールの当事者の達成状況を考慮に入れて、2009 年 1 月 8 日付事務総長報告書 (S/2009/21) の第 48 から 54 および 61 項に含まれた UNOCI の状況と配置に関する勧告を支持する。

19. 更なる可能な縮小のため 2009 年 1 月 8 日付事務総長報告書 (S/2009/21) の第 47 項で事務総長により提案された達成条件を更に支持し、事務総長に対し、これらの達成に関する進展を監視することを要請し、彼に対し、これらの達成条件を改良し再検討した安全保障理事会に報告することを継続することを奨励し、また、2009 年 7 月 31 日までにこれらの達成条件を再検討する安保理の意図を表明する。

20. コートジボワール事務総長特別代表の取組に対し安保理の全面的支援をくり返し表明し、彼は選挙過程のあらゆる段階において、国際基準に従って、開かれた、自由な、公正且つ透明性のある大統領および議会選挙が行われるために必要なあらゆる保証を与えることを認証すべき事を想起し、UNOCI に対し、この認証の役割に対しコートジボワール国民を積極的に敏感にし続けさせることを要請し、また特別代表により詳述され、文書 S/2008/250 に言及された 5 基準の枠組に対する安保理の支持を再確認する。

21. 選挙人名簿の公開は選挙過程において重要な段階であることを想起し、この点から、独立選挙委員会、技術的運用者、コートジボワール当局および政治的当事者に対し、彼らの努力を倍加することを求め、事務総長特別代表に対しこれを明確に確かめることを要請する。
22. 仲介者がコートジボワールにおける危機を解決するための過程を支援し続けていることを賞賛し、また、UNOCI に対し、適切な場合および彼の要請で、仲介者の援助を含む、ワガデウグ政治合意の第 8 項 1 および第三補足協定の第 8 と 9 項の規定に従い彼の仲裁の役割の実施を促進するよう、彼およびアビジャンにおける彼の特別代表へ支援し続けることを、要請する。
23. 決議 1836 (2008) において表明されたように、2009 年 1 月 8 日付事務総長報告書 (S/2009/21) の第 52 および 62 項において事務総長により勧告されたように、決議 1609 (2005) の条項に従って且つ一時的なものとして、国際連合リベリアミッション (UNMIL) と UNOCI との間で、必要に応じて、部隊を再展開する権限を事務総長にあたえる安保理の意図を再確認する。
24. この決議の条項、とりわけ上記第 15 および 17 項に一致して、活動の軍事的概念および交戦規則が定期的且つ全面的に更新される重要性を強調し、また、事務総長に対し、これらに関して安全保障理事会および部隊提供国に報告することを要請する。
25. UNOCI に対し、安保理決議 1739 (2008) の第 2 項(k)に従って、子どもと女性に対して行われる暴力に特別に配慮して、コートジボワールにおける人権の促進および保護に対し貢献することを継続すること、また、上記第 12 項に従って全ての当事者が行うべき取組を支援することを継続することを要請し、また、事務総長に対し、この分野における進展に関する関連情報を安全保障理事会への彼の報告書に含むことを継続することを更に要請する。
26. 事務総長に対し、性的搾取・虐待に対する国際連合のゼロ・トレランス政策の UNOCI における全面的な遵守を確保するために必要な措置を講じることおよび安保理に報告し続けることを要請し、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関与した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保するためその他の行動をとることを促す。
27. 事務総長に対し、治安状況に関する明確な最新情報を含む現場の状況および選挙人名簿の作成の過程を含む選挙過程の準備について、少なくとも 3 か月に一度、定期的に報告し続けることを要請する。
28. 事務総長に対し、彼の来るべき報告書において、上記第 19 項で言及された達成条件の履行に関する進展を測定し、たどるための表示した予定表を含む戦略的活動計画の開発に関して、安全保障理事会に報告することを更に要請する。
29. UNOCI とそれを支援するフランス軍の職務権限、UNOCI の部隊水準および上記第 19 項において言及された達成条件を、選挙過程において達成された進展および和平プロセスの主要な段階の履行に照らして、2009 年 7 月 31 日までに、再検討する安保理の意図を表明し、事務総長に対し、この日付

の3週間前までにこの目的についての報告を安保理に提供することを要請する。

30. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。